

川崎市幸区検察審査員候補者予定者選定要綱

(趣旨)

第1条 検察審査会法(昭和23年法律第147号。以下「法」という。)

第10条の規定により川崎市幸区選挙管理委員会が行う検察審査員候補者の予定者(以下「予定者」という。)の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(選定に関する事務処理)

第2条 予定者の選定に関する事務は、幸区選挙管理委員会事務室がこれを処理する。

(予定者の選定)

第3条 予定者を選定するときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿(以下「名簿」という。)被登録者(同法第27条第1項の規定により名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)の中から検察審査会ごとにくじにより予定者を選定する。この場合において、当該くじの方法は、磁気ディスクにより予定者の名簿を調製するための名簿調製プログラムから、くじ機能を使用し乱数を用いて行う。

(くじの無効)

第4条 前条のくじにおいて、既に他の検察審査会の予定者として選定された予定者と同一の者が抽出された場合は、くじを無効とする。

(群の編成)

第5条 法第10条第1項による群の編成は、1番目の予定者から順次1人ずつ第1群に必要な員数まで第1群とし、同様に第2群、第3群及び第4群の順に割り当てる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 川崎市幸区検察審査員候補者予定者選定要綱（平成20年9月2日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。